

様

令和 年 月 日

- ◎ 相続手続きに必要な書類 「遺言書が無い場合」
  - ① 被相続人(亡くなられた方)の全ての戸籍謄本一式 ※出生から死亡までの連続した戸籍全て、相続人が誰であるか確認
  - ② 被相続人の住民票の除票または戸籍の附票 ※被相続人の同一性を確認するため
  - ③ 相続人全員の戸籍謄本 ※相続発生時点で相続人であることを確認する為
  - ④ 相続人(不動産取得者)の住民票 ※登記簿上に住所氏名を記載 (税を払う人)
  - ⑤ 不動産の登記事項証明書・固定資産評価証明書  
※登記を行う対象の不動産の特定と価格を調べる(登録免許税:1000分の4)
- ◎ 相続手続きに必要なもの
  - ① 遺産分割協議書 ※誰がどの財産を相続するかを明確にするため
  - ② 各相続人の印鑑証明書 ※遺産分割協議書に押印された印鑑が実印である証明
- ◎ その他 権利書 ※被相続人の登記簿上の住所と死亡時の住所が繋がらない場合  
※取得者のご本人確認(運転免許証又はマイナンバーカード)  
「金融関係」・通帳・証券番号等・解約先指定の銀行及び口座番号等

「その他」

※相続関係説明図

※委任状(取得者のご署名及び実印によるご捺印)

※取得者のご本人確認(運転免許証又はマイナンバーカード)

※一式※令和6年4月より広域申請(配偶者及び第一相続人)

※法定相続証明情報 不動産及び銀行等の解約先多数の場合

「その他の手続」

- 生命保険請求 各保険会社
- 埋葬日の請求 市役所
- 遺族年金 未払い年金 年金事務所

「参考」

- 相続税 基礎控除 3000万円 相続人 一人当たり 600万円
- 小規模宅地特例
- 法定後見制度 (補助 補佐 後見)
- 事務委任契約と任意後見契約 移行型 (東京法務局に登録される)